

諮問 庁：経済産業大臣

諮問 日：平成28年3月1日（平成28年（行情）諮問第197号）

答申 日：平成28年11月25日（平成28年度（行情）答申第544号）

事 件 名：特定会社から入手した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書①ないし文書④（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、行政文書開示決定通知書について（特定法人特定事業案内及び参加のしおり）決裁文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、異議申立人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

文書① 特定法人に対して経済産業省（通商産業省を含む。以下同じ。）が実施した調査及び指導に関する一切の文書

文書② 特定法人に関する消費者問題及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）適用問題について、経済産業省が行った検討の内容が分かる一切の文書

文書③ 経済産業省が特定法人から入手した一切の文書及び特定法人に対して発出した一切の文書

文書④ 経済産業省が消費者庁に引き継いだ特定法人に関する一切の文書及び文書一覧

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月30日付け20150901公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 本件対象文書のうち、行政文書開示請求書の宛先は、行政機関の名称（個人の氏名が記載されていたとしても公務員の氏名）が記載されていると考えられ、法5条1号に該当しない。

また、日付けはそもそも個人識別情報ではなく、公にすることによ

り個人の権利利益を害するおそれはないことから、法5条1号に該当しない。

イ 本件対象文書以外にも、少なくとも以下の対象文書が存在すると考えられる。

① 投資スキームの指導に関する文書

経済産業省はかつて特定法人に対して投資スキームに関する指導をしていた。したがって、少なくともこれに関する文書を保有していると思われる。

② 文書④

かつては、経済産業省が本件対象文書以外の本件請求文書を保有していたが、他省庁に引き継いだ場合、引き継ぎ先として考えられるのは、現在預託法を所管する消費者庁である。引き継ぎが行われたならば、引き継ぎ文書の一覧が存在しないことは考えられない。以上のことから、原処分は、存在するはずの対象文書についての判断を欠いており、この点に異議がある。

行政手続法8条1項では「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由をしめさなければならない」と定め、2項で「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は書面により示さなければならない」と定めているが、原処分は、本件対象文書以外の本件請求文書について、不開示の理由を示したとはいえ、違法である。

(2) 意見書

ア 理由説明書における上記(1)アに対する諮問庁の意見は、不開示部分の内容が「直筆」であることが法5条1号該当理由とされている。

しかし、当該文書を記載した請求者の氏名、住所等の個人識別情報は不開示とされているのだから、直筆すなわち筆跡から個人を識別することは不可能であり、また、個人を識別できない以上「当該文書を記載した請求者の権利利益を害するおそれ」はない。諮問庁の論理に従えば、行政文書の直筆(手書き)部分は不開示とされ、情報公開制度の趣旨が没却される結果になりかねない。

したがって、本件対象文書のうち、行政文書開示請求書の宛先及び日付けは、法5条1号に該当せず、原処分は違法であり、取り消されるべきである。

イ 異議申立人が消費者庁から開示を受けた特定法人から農林水産省総合食料局商品取引管理官職員等宛の文書には、「平成9年7月、弊社のオーナー制度における黒毛和種牛が、『預託法』の適用を受ける特

定商品として政令が公布される前に『預託法』活用にあたって貴省のご担当方並びに通産省産業政策局消費経済課職員にご指導いただいた記録があります」旨記載されている。平成9年7月は、諮問庁の理由説明書によると「投資スキームの指導」の始期に当たり、経済産業省から特定法人に対する指導が行われていた。したがって、「特定法人に対する投資スキームに関する指導に該当する文書」が存在しないとはい考えられない。

また、文書①は「投資スキーム」に関する文書に限定してはいないから、経済産業省から特定法人に対する「指導」に関する文書であれば、「投資スキーム」と銘打ったものでなくても、当然、本件請求文書とされるべきである。

さらに、諮問庁の理由説明書には、預託法は、当初は経済産業省が所管していたものが、平成11年に農林水産省が共管となり、平成21年に消費者庁に移管されたとある。そうであれば、経済産業省から消費者庁に対して預託法に関する文書（特定法人に関するものを含む。）の引継ぎが行われている。このとき、引き継ぐべき文書をチェックする作業をしたはずである。そして、経済産業省行政文書管理規則別表1の22項に「④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿」との規定があり、消費者庁への移管に際してはこれに該当する文書（帳簿）が作成されていなければならない。

したがって、引継ぎ文書もその一覧も経済産業省が保有していないとは考えられない。

ウ 以上のとおり、異議がある。情報公開・個人情報保護審査会におかれては、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条に基づく調査権限を活用し、審査していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成27年9月30日付けで一部開示とする原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条1号及び2号イに掲げる不開示情報に該当する部分を除いて開示する原処分を行った。行政文書開示請求書の宛先及び日付については、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当するとして不開示とした。

また、その他の請求文書については、不存在であるため不開示とした

3 預託法について

預託法は特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図ることを目的とした法律であり、平成21年6月5日付けで改正され、平成21年9月1日に消費者庁の発足と同時に経済産業省から消費者庁に移管された。

4 異議申立人の主張について

(1) 本件対象文書の不開示部分のうち、行政文書開示請求書の宛先及び日付け（以下「本件不開示部分」という。）について

本件不開示部分は開示請求者の直筆によるもので、公にされていない個人に関する情報であり、開示請求者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法5条1号に該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

(2) 本件対象文書以外の本件請求文書の存在について

特定法人等が実施していた「和牛委託オーナー制度」は、当初は通商産業省が所管していた預託法に係るものであり、平成8年頃から破綻する牧場が増え、平成11年に同法に「家畜」を追加する改正が行われ、農林水産省が共管になった。異議申立人が存在を主張する「投資スキームの指導に関する文書」とは、この頃から、平成21年に消費者庁が発足し同法が移管されるまで、経済産業省において行われていた投資スキームの指導に関するものと推察されるが、特定法人に関する行政文書は保有していない。

また同様に、「経済産業省が消費者庁に引き継いだ特定法人に関する一切の文書及び経済産業省が消費者庁に引き継いだ特定法人に関する文書の一覧」に該当する文書については保有していない。

また、念のため、担当課室内の書庫及び担当課室外の書庫に至るまで探索したが、該当する文書は存在しなかった。

5 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

よって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 平成28年3月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月15日 | 審議 |
| ④ 同年4月7日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ⑤ 同年11月7日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本 |

件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成24年8月13日付け20120810公開経第1号の行政文書開示決定通知書の決裁文書であり、特定法人特定事業案内及び参加のしおりが添付されている。

異議申立人は、本件不開示部分の開示及び本件対象文書以外の本件請求文書の再特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 預託法は、昭和61年5月23日に制定され、経済産業省所管の法律であったが、平成21年9月1日に、経済産業省から消費者庁に移管された。

法律の移管に伴い、関係する行政文書も経済産業省から消費者庁に移管されたが、移管文書一覧には、預託法に關係する行政文書は存在していなかったことから、文書④に該当する文書は保有していない。

イ 預託法が移管されるまで、経済産業省は、預託等取引業者に対し投資スキームに関する指導等を行っていたが、指導に当たり取得及び作成した文書については、保存期間1年未満の文書として随時廃棄していたと考えられ、本件対象文書以外には、文書①ないし文書③に該当する文書は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、改めて、行政文書ファイル管理簿の確認及び担当部局内の書架、書庫等の探索を行ったが、特定法人に関する文書は、本件対象文書以外に確認できなかった。

(2) 諮問庁から、消費者庁への移管文書一覧及び担当課の行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)の説明のとおりであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

異議申立人が開示を主張する本件不開示部分は、本件対象文書の最終頁の行政文書開示請求書における宛先欄及び日付欄であり、それぞれ、「経済産業大臣」及び「特定年月日」と手書きで記載されている。通常、個人の筆跡については、それにより特定の個人を識別できるとは認められず、当該部分を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものとも認められないことから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、経済産業省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号に該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久